

著作権処理について

広報啓発映像に音楽などの著作物を利用する場合、著作権・著作隣接権の権利処理について十分に注意する必要があります。

1. 音楽の著作物利用について

広報啓発映像に音楽を利用する場合、以下のとおり著作権手続きの確認作業を必ず行うこと。

- ① JASRAC（社団法人日本音楽著作権協会）が管理している楽曲か否かをJASRACホームページのサイト内にあるJASRAC作品検索サービス「J-WID」で確認すること。
JASRACホームページ (<http://www.jasrac.or.jp/>)
- ② JASRACが管理している日本曲を使用する場合、JASRAC所定の申込書「映像ソフト録音利用申込書（新譜用）」に記入し、JASRACへ著作権の手続きを行うこと。JASRACから利用許諾を得た場合、申込みの際に「映像ソフト録音利用許諾書」のコピーを添付すること。

※JASRAC映像ソフト録音利用手続きの詳細

(<http://www.jasrac.or.jp/info/create/video.html>)

※JASRAC映像ソフト録音申込書類のダウンロード

(<http://www.jasrac.or.jp/info/download.html>)

なお、インターネットでの利用申込みも可能。インターネットで利用申込をする場合は、JASRACサイトTOP画面より「J-RAPP」を選択し、J-RAPPトップメニュー（ログイン画面）で利用者登録を行う。ログインIDとパスワード発行までに約1週間かかるので、インターネットで申込をする場合は、早めの手続きをすること。WEB申請でJASRACから利用許諾を得た場合も、申込みの際に「映像ソフト録音利用許諾書」のコピーを添付する。

2. 注意事項

- ① 外国曲（J-WIDの検索で表示される作品コード（8桁）の左から2番目の文字がアルファベットで表記されているもの）は広報啓発映像に利用しないよう注意すること。
なお、外国曲は事前に権利者に直接連絡を取り、金額の指定を受ける必要があります。この場合の指定金額は通常かなり高額となり、利用不可となるケースもあることから、あらかじめ除外してください。
- ② JASRACが管理していない楽曲を利用する場合（他の著作権管理団体が管理している楽曲や管理団体に所属していない作家の楽曲を利用する場合など）、該当する著作権者から直接許諾を得る必要があるので注意してください。

- ③ 替え歌をするなど著作者の許可なく著作物を改ざんして利用することは、「著作者人格権」の侵害行為とみなされますので注意してください。
- ④ 著作権の保護期間は作家の死後50年間ですが、外国曲の場合、戦時加算制度により通常の保護期間におよそ10年が加算される作品があるので注意してください。
- ⑤ 原詞・原曲の著作権が消滅していても、編曲された作品や訳詞されているものを利用する場合、著作権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。
- ⑥ 音源フリーといわれる楽曲を利用する場合、音源は自由に利用できても著作権の手続きが必要になる場合があるので注意してください。

☆JASRAC連絡先

担当部署：映像部映像2課 電話 03-3481-2172（直通）

3. 使用音源について

利用楽曲の著作権の有無にかかわらず、市販のCDやテープを音源として利用する場合、レコード会社から音源利用についての許可を得る必要があります。レコード会社へ直接問合せ、音源について許諾を得てください。（CDの音源が利用できないものもありますので必ずレコード会社へお問合せください。）

特に著作権が消滅している作品のCDやテープを音源として利用する場合は注意してください。（着メロ、カラオケ音源等を利用する場合も音源製作者から利用許諾を得る必要があります。）

4. 音楽以外の著作物の利用について

広報啓発映像に音楽以外の著作物を利用する場合も、製作責任者自身が関係権利者・団体に利用許可を得る必要がありますので注意してください。